

【契約外医療機関のご担当者の方へ】

天童市産婦健康診査費用の助成について

天童市では、産婦健康診査を受ける方を対象に、健診費用の助成を実施しております。つきましては、お手数ですが貴院での健康診査受診の際には、下記の通りご協力くださいますようお願い申し上げます。

【対象】

次の条件をすべて満たすもの

・令和7年4月1日以降に出産された方

- ・産後1か月の頃に受診した産婦健康健康診査で、全額自己負担（保険適用外）で受診していること
- ・産婦健康診査日当日に天童市に住民票があること

※対象者には天童市産婦健康診査受診票等が綴られている冊子を交付しています。

【手順】

1. 受付

- ・天童市民であることを御確認のうえ「産婦健康診査受診票」及び「産婦健康診査質問票」の提示を受けてください。

2. 産婦健診診査の実施

- ・産婦健康診査受診票に健診日、結果、医療機関名、医師名等の記入・押印をお願いします。または、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに基本的な健診の結果を記入・押印をお願いします。
- ・産婦健康診査質問票（エジンバラ産後うつ病質問票）は、必要時ご確認ください。
- ・結果を記入した受診票及び産婦健康診査質問票は、産婦本人へお渡しください。
- ・産婦健診の結果、支援が必要な方については、市へご連絡下さいますようお願いいたします。

3. 料金徴収

- ・領収書、健診にかかる費用（自費部分）の明細が分かるものをお渡しください。

※「産婦健康診査」と記載されていて、氏名、健診年月日、健診費用、医療機関名の確認ができるもの

【注意事項】

受診票に記載のある健診項目の自己負担分のみが助成の対象となります。

（公費負担上限額：5,000円）

＜お問い合わせ＞

天童市こども家庭センター（市健康センター内）

TEL:023-652-0882